

鹿児島県言語聴覚士会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は鹿児島県言語聴覚士会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別途理事会の決定した場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、言語聴覚障害の臨床に従事する者の資質向上、職業倫理の遵守に努めるとともに、言語聴覚療法の普及・発展と社会的地位の確立をはかり、地域の人々の保健・医療・福祉・教育の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催。
- (2) 言語聴覚士の専門的職務の充実・普及・発展に関すること(広報誌・パンフレットの発行等)。
- (3) 言語聴覚士の知識・技術の研鑽、資質の向上に関すること(講習会等の開催)。
- (4) 言語聴覚士の社会的地位確立に関すること。
- (5) 関係諸団体との連携・交流に関すること(健康祭り等への参加、共同企画等)。
- (6) 言語聴覚障害を有する方の社会的保障・援助に関すること。
- (7) その他、会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第二章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

正会員 鹿児島県内に勤務または在住しており、言語聴覚士の免許を有するもので、本会の目的に賛同する者

準会員 鹿児島県内に勤務または在住している指定校卒業生で言語聴覚士を目指す者

賛助会員 本会の目的に賛同する者

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める会費および入会金を添えて事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。(入会費・年会費)金額は付則に定める。

(退会)

第8条 本会の会員で次の事項に該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員自らの申し出があったとき
- (2) 会費を正当な理由なく2年以上滞納したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 言語聴覚士法に定める欠格事項に該当したとき

第三章 役員

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
- (2) 会計監査 1名 2名

理事に、会長1名、副会長2名、事務局長1名を含む。

(任期)

第10条 本会役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は2年とし、原則として会計年度に準じ、新役員の決定を以って、その役を解任される。ただし、再任を妨げない。
- (2) 再任の上限は三期とする。

(職務)

第11条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、また代行することができる。
- (3) 事務局長 本会の事務処理を統括する。
- (4) 理事 理事会を組織し、会務を執行する。
- (5) 会計監査 会計を監査する。

(選出)

第12条 役員の選出は以下の通りとする。

- (1) 理事は正会員から選出する。
- (2) 会長・副会長・事務局長は、理事の互選とし、総会において承認する。
- (3) 会計監査は、正会員から選出し、理事を兼ねることができない。

(委員会)

第13条 会長は必要に応じて委員会を置くことができる。

第四章 会議

(種別)

第14条 本会の会議は定期総会、臨時総会、理事会とする。

総会は正・準会員をもって構成される。理事会は理事をもって構成される。

(開催)

第15条 定期総会は毎年1回開催され、以下の事項を行う。

- (1) 事業計画ならびに収支予算の決定
- (2) 事業報告ならびに収支決算の承認
- (3) 役員の承認
- (4) その他、本会の運営に関して理事会で審議された重要事項の決定または承認

第16条 臨時総会は次のとき開くことができる。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 正・準会員の三分の一以上から開催の請求がなされるとき

第17条 理事会は、必要に応じて随時開催し、次の事項を議決する。

- (1) 総会が決議した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(議長)

第18条 総会の議長は、本会構成員の中から選出する。

理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第19条 会議は本会構成員の2分の1以上の出席(委任を含む)を持って成立する。
委任を認めるものとする。

(議決)

第20条 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは議長がこれを決する。

なお賛助会員は発言権を有するが、議決権はもたない。

第五章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会員が納付する年会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第23条 本会の予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得て決定する。

本会の決算は、毎年会計年度終了後、監査を経て、総会の承認を得る。

(ア) 規約の改正

(規約の改正手続き)

第24条 本規約は総会の承認によって改正することができる。

付則

1. 本規約は 平成13年10月14日発効する。

2. 本会の成立当初の役員(理事、および会計監査)は、第12条の規定に関わらず選出

- し、任期は平成13年10月14日発効する。
3. 本会の成立当初の役員（理事、および会計監査）は、第12条の規定にかかわらず選出し、任期は平成16年3月31日までとする。
 4. 設立総会までの支出については、鹿児島臨床言語研究会（平成13年4月22日散会）からの寄付および設立年度収入を充てる。
 5. 役員欠員が生じた場合は、理事会にて後任役員を決定する。会計監査については、現任会計監査が推薦し、理事会にて決定する。
後任役員の任期は他の役員の任期と同日とする。
 6. 第二章 第5条は、一部修正の上、平成15年4月20日より施行する。
 7. 第三章第10条（1）は、一部修正の上、平成16年4月24日より施行する。

細則

1. 会費に関する事

本会の会費は正会員・準会員・賛助会員の別にかかわらず、3000円とする。
入会金は同様に一律2000円とする。

ただし、本会入会申請が確認される時点で、日本言語聴覚士協会入会（会友を含む）の意思が確認され、意思確認より3ヶ月以内に日本言語聴覚士協会入会手続きを行ったことが確認できれば、入会金を1000円とする。

2. 議決に関する事

会議においては、出席数が定足数に満たない場合、仮議決を行い、1ヶ月以内に会員の4分の1以上の反対がないときは、議決は成立する。

3. 日本言語聴覚士協会との関係に関する事

本会は2003年11月23日を以って、日本言語聴覚士協会都道府県士会に登録し、当会と日本言語聴覚士協会の目的が矛盾しない範囲で、相互の事業協力を行う。

平成15年11月23日改正

平成16年 4月25日改正

選挙細則

第1条 この規定は会則第三章に基づき、選挙を円滑に行なう事を目的として定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙を行なうため、選挙管理委員会を置く。任期は次期選挙管理委員会の任命までとする。

第3条 選挙管理委員会は2名の委員で構成し、理事の選挙の管理・運営を行なう。選挙管理委員長・選挙管理員は立候補・推薦者外の会員から理事会の承認をもって指名される。

第4条 選挙管理委員は次の業務を行なう。

1. 選挙告示
2. 立候補届けの受理、立候補者の公示
3. 投票および開票の管理、投票の有効・無効に関する判定
4. 当選の確認・立候補者への連絡・会員への周知
5. 理事当選者の招集および理事会・総会に対する報告
6. その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第5条 選挙権・被選挙権は投票日より3ヶ月以上前から当会正会員であった者が有する。

(選挙人名簿)

第6条 選挙管理委員会は、選挙人名簿を備えなければならない。

(立候補)

第7条 理事になろうとする者は、立候補受付期間内に選挙管理委員長に届け出るものとする(締切日の当日消印有効)。また選挙管理委員が立候補するときは、別の選挙管理委員を補充し、立候補者は選挙管理委員を辞退する。

第8条 立候補者が定員に満たないときは、理事会が候補者を推薦することができる。

(選挙の告示)

第9条 選挙の告示は、次の事項を明示して投票日の60日以上前に行なわなければならない。

立候補受付期間(14日)

投票日投票受付期間(投票日から起算して7日間)

開票日(投票日から30日以内)

その他の必要事項

第10条 選挙は次の総会開催日の1ヶ月前までに完了しなければならない。

第11条 選挙公報は次の事項を明示して投票日の14日以上前に出さなければ

ばならない。

1. 理事の立候補者氏名
2. 略歴
3. 立候補要旨

(投票)

第12条 投票は無記名とし、選挙管理委員会が定める用紙・封筒による郵便投票とする。締め切りの当日消印は有効とする。

第13条 理事の投票は10名以内の連記とする。

(開票・当選)

第14条 開票に関しては、立会人を2名置かなければならない。

立会人は、立候補者の推薦する正会員の中から、選挙管理員が選任する。立候補者推薦による立会人が2名に満たない場合は、残りの立会人は選挙管理委員会が選任する。

第15条 当選者は、有効投票の最多数を得たものから順次定める。最終当選者が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選で当選者を決める。

第16条 立候補者・推薦者が定員以内の場合は、無投票当選とする。

(理事当選者の招集)

第17条 選挙管理委員長は、次期総会までに理事当選者を招集する。理事当選者は、次期総会までに会長、副会長、事務局長候補者を互選する。

第18条 この細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

付則

- 1.この細則は、平成17年 4月24日より施行する。

